

民法改正（2020年4月1日施行）に関するお知らせ

2020年4月1日に施行される改正民法を踏まえ、約款の変更に関する事項について、以下にご案内します。

1. 約款の変更

本法改正において、約款を用いた取引に関するルールが新たに定められます。その中で、以下に該当する場合には、事業者（企業）側が既存の契約も含めてその約款の内容を変更できると規定されています。

（法第548条の4）

- (1) 変更が顧客の一般の利益に適合する場合
- (2) 変更が契約の目的に反せず、かつ、変更に係る諸事情に照らして合理的な場合

原則として約款に基づき契約されている保険契約についても、改正民法で規定する上記の条件に該当する場合には、約款の内容を変更することがあります。

参考 改正民法抜粋

（定型約款の変更）

第548条の4

定型約款準備者は、次に掲げる場合には、定型約款の変更をすることにより、変更後の定型約款の条項について合意があったものとみなし、個別に相手方と合意することなく契約の内容を変更することができる。

- （1）定型約款の変更が、相手方の一般の利益に適合するとき。
 - （2）定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の規定により定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2 定型約款準備者は、前項の規定による定型約款の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、定型約款を変更する旨及び変更後の定型約款の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知しなければならない。
- 3 第1項第2号の規定による定型約款の変更は、前項の効力発生時期が到来するまでに同項の規定による周知をしなければ、その効力を生じない。
- 4 第548条の2第2項の規定は、第1項の規定による定型約款の変更については、適用しない。

民法改正の詳細については、法務省ホームページをご確認ください。

法務省ホームページ — 『民法の一部を改正する法律（債権法改正）について』

URL : http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_001070000.html

2. 「錯誤」に関する変更

今回の民法の改正により、錯誤の効果が「無効」から「取消し」に変更されます。

当社の約款は錯誤の効果を「無効」と規定しておりましたため、2020年4月1日以降の保険契約より「取消し」に変更いたします。

「錯誤」に関して変更する条項および商品については以下をご覧ください。

■条項

[死亡・重度障害の保障に関する共通条項 \(C10\)](#)

■商品

- ・イオンのお葬式保険
- ・イオンのフューネラルプラン
- ・イオンのフューネラルプラン WIDE

■条項

[医療等の保障に関する共通条項 \(C20\)](#)

■商品

- ・ぐりーん安心くらぶ
- ・安心たすけ愛くらぶ
- ・MY WISH
- ・カトルセ
- ・ファンケルピュア
- ・イオンの医療保険入院プラン
- ・イオンの傷害保険
- ・イオンの傷害保険ランドセルプラン
- ・イオンの傷害保険スマイルプラン
- ・イオンの傷害保険GGプラン
- ・イオンの医療保険スマイルメディカルパック

■条項

[ペット保険の保障に関する共通条項 \(P10\)](#)

■商品

- ・イオンのペット保険

3. 「契約の成立時期」に関する変更

今回の民法の改正により、契約の成立時期について定めた第 526 条 1 項が削除されます。

当社では契約の成立する時期については民法の規定に則っていたため約款に明記していませんでしたが、2020 年 4 月 1 日以降の保険契約より承諾の通知を発した時に契約が成立する内容に変更いたします。

「契約の成立時期」に関して変更する条項および商品については以下をご覧ください。

■条項

[その他共通条項（Z01）](#)

■商品

- ・全商品

[インターネットによる保険申込に関する共通条項（Z02）](#)

- ・イオンの医療保険入院プラン
- ・イオンのペット保険

以上